物品の供給及び単価に関する契約書（案）

１．契　約　物　品　　防災服　上衣・ズボン（刺繍含む。）
２．契　約　単　価　　１組当たり　金　　円（消費税及び地方消費税含む。）
３．契 約 保 証 金　　金　　円
※財務規則第131条に該当する場合は免除
４．契　約　期　間　　令和　年　月　日から令和９年３月31日まで
５．納入場所・納入期限　　発注者からの申込みのとおり

○○○○（以下「受注者」という。）と、住田町（以下「発注者」という。）とは、物品の供給及び単価等について、次の契約条項のとおり契約を締結する。

第１条　発注者は、契約物品を購入する場合は、数量、納入場所及び納入期限を定めて、受注者に購入の申し込みをするものとする。
第２条　受注者は、前条による購入申込みがあったときは、別表に掲げる単価をもって、発注者の指定した場所及び期限内に、申込数量を納入するものとする。
第３条　契約単価は、サイズの相違にかかわらず同一単価とする。
第４条　発注者は物品の納入を受けたときは、速やかに物品検収員をして、受注者又は受注者の指定する者の立会いのうえ、当該物品を検収するものとする。
２　受注者又は受注者の指定する者が、前項の検収に立会いできないときは、確実な代理人を立会いさせるものとする。
３　物品の所有権は、第１項の検収に合格したときに受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた損害及び検収のために必要な費用は、受注者の負担とする。
第５条　受注者は、検収の結果不合格となった物品を遅滞なく引き取り、速やかに代品を納入するものとする。この場合における検収は、前条の定めるところによる。
第６条　受注者が行う代価の請求は、納入した月の初日から末日までの分をとりまとめて、当該納入した日の属する月の翌月に行うことを常例とするものとする。ただし、納入の都度請求することを妨げない。
２　発注者は、前項の規定により、受注者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に代価を支払うものとする。
第７条　発注者は、自己の責めに帰すべき理由により、前条第２項に定める代価の支払を遅延した場合は、支払の日までの日数に応じ、その支払金額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号、以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号、以下「遅延利息率」という。）で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。
第８条　受注者は、自己の責めに帰すべき理由によりそれぞれの納入期限までに物品を納入しない場合は、遅延日数に応じ、当該納入期限までに納入しなかった数量に係る対価相当額に対して、遅延利息率で計算した額の違約金を発注者に支払わなければならない。
第９条　受注者は、納入物品の引渡し後１年間は、その隠れた瑕疵について補修の責めを負わなければならない。
第10条　受注者又は発注者は、契約期間が満了するまでの間において必要がある場合には、この契約の定めるところを変更するため、相手方に協議することができる。
第11条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解

除することができる。

(1)　受注者が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められる場合

(2)　受注者から契約解除の申出があった場合

(3)　受注者が契約の履行について不正の行為をした場合

(4)　その他受注者又はその代理人がこの契約に違反した場合

(5)　この契約を締結するにあたり、詐欺行為があった場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した事実が明らかになった場合

(6)　受注者が次のいずれかに該当する場合

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品の製造の請負又は物品の買入れの契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　前項の規定によって契約を解除したときは、受注者の納付した契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

第12条　受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は発注者に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

第13条　受注者は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第14条　この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、両者協議するものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者、受注者記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

○○○○
受注者　○○○○
○○○○

岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88 番地 1
発注者　住田町
住田町長　　神田　謙一